

令和5年度入所選考基準等における昨年度からの変更点の概要

1 基準点数に関する変更

要件	変更内容	変更理由
就労	勤務日数の区分について整理。 併せて基準時間と点数について調整。	今般の働き方の多様化に対応するもの。
疾病 (常時臥床) (入院)	点数を増加。	該当する状況の保育の必要性を考慮するもの。
出産 (産前・産後)	点数を増加。	該当する状況の保育の必要性を考慮するもの。
就学	就労点に合わせて基準時間と点数を調整	就労点の変更に追随するもの。

2 調整点数に関する変更

状況	変更内容	変更理由
保育士等	各加点について調整	就労点の変更に追随するとともに、市内保育士の増加を狙うもの。
	市内認可施設利用者の転所申請については、加点の対象外とする	入所希望者を優先するもの。
待機	待機児童解消保育ルームと、入所選考の結果保留となり、認可外保育施設・一時預かり事業を利用されている場合の点数を同一化 併せて待機児童解消保育ルームの利用申込における希望施設数の制限を解除（現行最低3施設 ⇒ 1施設）	待機者の利用施設の公私区分を撤廃するもの。
	利用開始月に応じて点数を段階化	早期利用者にインセンティブを設けるもの。
2歳児保育 卒園児	連携施設以外への進級による加点を増加	2歳卒園施設の増加に対応するもの。
医療的ケア児	医療的ケアを必要とする児童に対し加点を新設	対象者の選択可能施設が少ないことを考慮するもの。
内定辞退	正当な理由なく、本人の責めに期さない事由以外の理由で内定辞退した場合 利用調整に支障をきたす行為があった場合 その年度内の減点項目を新設	左記行為による影響を鑑みたもの。

3 申込みに必要な書類に関する変更

状況	変更内容	変更理由
<u>《新設》</u>	里親及び小規模住宅型児童養育事業者について、証明書類を求めることを明記	

※ 各変更は令和5年4月1日入所の利用調整から適用し、令和5年3月までの利用調整は従前の選考基準（「令和4年度 保育所等入所の手引き」等をご確認ください）によります。